

年中恒  
法大名出仕例  
紀記

特2-830

年中恒例記

一 從正月一日  
至同七日

御對面之時公家法中西衆東の衆と申候廣橋大納言兼秀卿記

西衆 外様むき也

宮伏見殿

常磐井殿 木寺殿

攝家近衛

九條殿 鷺司殿

清花久我

花山院 西園寺

橋本德大寺

大炊御門 號菊亭

園持明院

高倉南家 小川

河幡西洞院

水無瀬 法性寺

勸修寺町

官務外記 但清家は東衆也

宮門跡并門跡護持僧法中には此分四の衆也此外は皆東の衆也護持僧



も不召加己前ハ東之衆にて候也

東之衆

節朔

日野

正觀町

三條

烏丸

飛鳥井

高倉

廣橋以上六人根本直近也

三條西

勸修寺

中山

上冷泉

北畠伊勢國司

同木造

白川

山科

阿野

滋野井町

東防城

此外

甘露寺

柳原

小倉

松本

號御中門

萬里小路近代節朝

中御門

下冷泉

醫陰兩道

清家外記宣覽流

伊勢祭主

吉田

平野

應仁亂以前正月各御なりぬき拜領之事伊勢同苗役之云々

大館伊豫入道常興說にハ點 伊勢肥前守盛富說にハ左點

三職一重

大名一重

外様一重

御供衆一重

公家衆一重

四日

吉良殿二重

東條殿二重

又御父子出仕之時ハ息ヘハ一重

今日出仕之外様並奉行衆御太刀金拜領之但御前奉行にあらされハ不被下之

有宣一重

在通一重

藝阿一重

福壽一重

遊永一重

御硯一重

五日

吉良殿二重

瀧川殿一重

石橋殿一重

伊勢仁木一重

四條一重

上杉一重

神山一重

但吉良殿ヘハ以御使被進之御使伊勢同苗

七日 田樂 一重 十二五郎 一重

八日

聖護院殿へ五重此外在之 三寶院殿へ五重 實相院殿へ五重

因幡堂執行 一重

北野法成院評定衆にハ御太刀 金 拜領之

十日

頼秀 一重

十一日 造宮司 一重

十三日

岩倉衆 一重 賀茂御師 一重 日吉 一重

十四日

繪所 一重 土佐 一重 檢挾 一重

十六日

御鞠御人數 一重 宛

十七日

御弓細工 一重 五入 一重 鳩 一重

善法寺 三重又ハ二重

十八日

御的射手衆 一重 但十人數計也

十九日

日吉樹下 一重

廿日

山川孰當 一重 便節 樂人御太刀 金 被下之

廿二日

春日御師 一重 但廿二日にも參也

年中記

大館伊與入道常興說にハ點 伊勢下總入道宗五說にハ麟形

近年之記錄之趣にハ丸 年中御對面並雜事少々

正月一日

公家大名外様御供衆御部屋衆申次衆番頭節朔衆走衆等也今日計也

御太刀 金 三職五ヶ日進上之

御弓御笠懸引目細州淡路守進上之

御太刀 金 二千疋之折紙日野殿進上之是ハ御參より申入なま

御對面次第 御對面所へ御出坐之時御供衆御部屋衆申次衆懸御目  
也然ハ近年ハ御用心に付て詰衆在之出仕之時ハ申次之次に懸御目也  
上池院以下節朔之醫者也御供仕同朋者御供衆中一つれは御目にハ  
る也先規如此詰衆醫者同朋懸御目次第天文十二年正月朔日この分也  
其後當番申次面々と申入て則ニ御盃並數の御盃參てだこしめされて  
御酌の人數の御盃を少御右よき御どをぞへ取いたしてさて御酌人御  
右のかたに祇候仕立てさて三職一人づゝ金覆輪を持參候て進上被申  
て其儘御盃頂戴あきて被退て次御相伴衆之大名一人ツゝ被參候て御  
盃頂戴也次に國持ヒ外御相伴衆にうちつゝきて被參也細川陸奥守京

極加賀守ハ國持に被准分也次末野赤松七條佐々木山内佐々木鞍智攝津修理大夫赤松越後佐々木黒田など事朔日へかり参て御盃頂戴也御供衆一人つゝ被參て御酌の役人まで御盃頂戴あひて御膳あひりて後番頭節朔被懸御目て次走衆懸御目也其後申込公家と申入て三職進上之御太刀金一度に取申て御左よそのすみによせかけて置申也さて公家衆一人つゝ官位次第に被參也次に申込御案内申入られ候て常の御所へ還御也

山名一色息なこゝ國持の外様に立ましりて御盃頂戴也

御弓笠懸引目淡路守持參候て其儘御盃頂戴也不參之時へ申次申入也此御弓御引目ハ今日計なり

内儀にて七獻參五ヶ日同

御誕生日ことに御あらひよね御所により參

在富有春御身固在之毎月の事也

唐納豆二箱 大福田寺日不定

御こきのこ臺よすいる也光雲寺進上之日失念なり

椀飯出仕有之未刻管領自身乘馬 供十騎貳三獻參て御盃頂戴之御太刀金進上

之如此之椀飯出仕ハ應仁以前の事也乘馬後日に進上之

正月一日七日十五日二ヶ日大名以下上様へ御禮被申事當職一人ハ御前へ被參て御盃頂戴の其外御相伴衆並國持外様御供衆までハうへの御末裏辻れ内へ被參候て御盃頂戴之也東の御わき戸より被參候也其外申次番頭節朔ハ掛席の内よて頂戴公方様御盃ハ無頂戴之候へとも上様御盃ハ各項戴之也御酌ハ女中衆也

御臺様申に事常の申次存知之儀也

今日二三獻參則御手かけ參也是ハ供御の以前に參也二重ハ一つ御かたへ一具つゝ參るヘ一具つゝ一御かたへ參也正月五ヶ日此分也進士說

内儀にて五ヶ日參る御祝の二獻めに御嘉例にて必なすひの坪付ひともシきこのことし此三色昔よを參也予細在之云々進士說

今日より六日まで御をもゆ參御美女方より參進士說

正月五ヶ日貳三獻よりさきに昆布あはひめら全そ參めちくりハ正月計參也進士說

正月十五日までハ朝夕の供御 1土器にて參同御方にて參

正月五ヶ日御對面所にての御手長會所之同朋衆也

御強飯供御儀式ハ未の刻に中蘢紅のはまひとへきめむねのまもりをかけ上の御末掛席のきはにて御こハ供御を取渡被申候也

御手長伊勢同苗四五人各裏打也御手永の衆へハ大草からう ちなり 取次てハたし申大草より御こは供御調進によりて也此御こはたこの事疊花院殿被仰之今世に御こはの儀存知之仁ありうたし疊花院殿なども一向くわしき事無御存知よ一被仰き御倉よりの下行に候

三職進上之御太刀十五日迄ハ御對面にれかれ其後八幡へ參

御扇一本日野殿御進上之毎月御進上也

御齒固事當月中以吉日と行之仍日不定此次第の事先御出坐以前伊勢守□付御祝を御坐敷にすへならへ申す次に御出坐ありて大上蘢かみま着也御不參の時ハ日野殿御酌れて二度被聞召て又御退坐也其後中

萬はうま着用之  
同むねの守懸 参して折敷上よ臺と重て下にあきたる帛よてひきは  
みて御末へ持出らるゝ也如此之後常之三盃參てあめりて御末にて  
伊勢守並諏訪御益給之御服拜領之也御酌中萬日取書へ有春朝臣對諏  
訪取遣之御祝ハ大草調進之御倉よりの御下行大草と伊勢守と間の御  
手永諏訪也此御祝二ヶ日之内にてあれハまつにハ御對面ありて御  
祝まいる也

そい花院説に曰齒固上候ときにあ延物の專別にて無之御白散のふる  
にすわると也

元三ハ大口直垂にて出仕也但御部屋衆走衆者に素襪也節朔衆之内猶  
葉一人ハ小素襪也

年中日およく月およくたひとこと御殿のむねを三所計こもにてつゝ  
み申候也

僧皮師の役也公人相副也

年中御さはの供御昔ハ毎日參四膳參也御生飯とをられて則あめり申  
也大草調進之大草がへ申御祝御料所數多在之し時ハ如此毎日參也  
近年ハ若州青江ハより知行の間毎月朔日より外不參となり大草入道  
説也只今ハ節朔ハ御誕生日計參也

當月四季の御祈とて泰山府君乃御祭在之寛正度までハ祭料御太刀一  
腰御馬一疋三千疋被下之長亨の度ハ千疋被下之云々有春説也同有富  
方にハ同祭料三千疋御太刀一腰御馬一疋鞍置也云々在富説也是ハ天  
曹地府祈也五月九月十二月同之

月次御祈在之毎月同前御太刀一腰被出之在富春説也兩家同前也

二日

御對面御盃朔日に同

御對面己後年始御衆馬始有之御むち御沓或ハ伊勢守又淡路守或ハ御部屋衆又ハ小笠原參勤御馬ぞハ御廐次郎四郎ひきて參て松の御庭にて三度打廻さるゝ其後御廐次郎四郎御服を被下なり或ハ御部屋衆或伊勢一ト被下之初度之御乗馬始より管領以下庭上祇候也伊勢守と廐者之間當番同朋取次也

御沓御鞞御手綱腹帶紫伊勢守進上之

椀飯出仕未刻乘馬驥馬三番御盃

御太刀朔日同

管領へ渡御上様も同御成也

細川殿へ御成始ニ於御前進士白鳥を切申候まないたそハ伊勢同苗兩

人してかきて參候伊勢同名も進士も大らひたふなり包丁仁の左の方  
をかきて出る人上手なり宗五説也

御取初在之四方串柿昆布勝栗餅あめたはらこ□□□□參を向はれ候  
也御美女調進之

三日

御對面並御盃二日同

椀飯出仕佐々木京極六角隔年也馬乘駒馬三番御盃御太刀事一日同

四日

公家大名外様御供衆申次惣番衆奉行衆以下出仕

赤後の出仕在之時ハ諸大名以下公家衆も少々御参也赤後之出仕ハ毎月此分也其次ニ年始御禮に參賀の衆に御對面在之

御扇二本藝阿進上之

善通事參賀

觀世大夫同四郎祇候仕

御對面次第ハ御供衆申次衆懸御目衆也次御身固其次三職初として御相伴大名一つれゝ被懸御目次に爾持外様以下々次番頭以下次赤後  
參賀公家 日野殿 三條殿 次大外様次惣番次奉行衆次上様御被官一兩人並旁田判官大膳亮加次等也次藝阿進上の御扇申次御目にかけて則藝阿懸御目也其後公家を申入て公家衆被參次醫陰聾々次善通事御目次於庭上觀世大夫同四郎懸御目如此公家衆も外様衆も二様に二被參事御職ハ赤後出仕在之時分御事也赤後出仕御畧之時者公家衆も外様も一つれに被參也

今日伊勢守女中被參候御さかな十三獻參候女中方にての御事也  
御守御餅御守祇園執行進上也

節朔とてさて法申醫者出仕奉行之後に參也天文十三年如此也

外様衆朝日ニ不參衆 惣番衆奉行衆上様へ御禮之事春日局小侍所へ出坐にて各一人つゝ對面也上様御代官云々今日申次之當番小侍所御ゑしにあこふ候て被申次之也

吉良東條殿被參時者公家の前に申入て被懸御目候

御硯さり並御筆ゆひ兩人福壽祐永御硯筆進上之御太刀被下之

今日於三間之御廄御うたひそめ在之太夫以下役人々々祇候御供衆祇候大名御相伴衆不參

細川殿進上之御扇十本内御扇一本御服一重太夫は被下之並御服一重

四郎は被下之伊勢守何も遣之ニ獻候三獻めに太夫被舞て被下之三獻  
目御酌也

御祝御湯參並於内儀御湯御祝在之其趣者御盃參てあうり申と御末にて御湯取申候小林は中蘿の役にて御盃被下御服被下之也此御湯に御白散入申候

かなへとのと申候者參候て御湯こして入申也御祝の御湯いつれもかなへと調進之也御太刀被下之御湯より還御以後御青葉參也御美女方より參

上様御被官一兩人勢田判官大膳亮加次等番方よつゝきて懸御目云々  
伊勢肥前守盛富同因幡守說常興說にハ違たる間これをしるす  
伊勢守享御風呂へ渡御

侍の惣士御禮に參也中蘿へ申入てまかり出也

今日四日觀世懸御目時へ觀世と申入て御障子を内よりあけ申て於庭上懸御目也申次者御ゑーに祇候仕て申次也猿樂田樂同一諸家被官人を申次ときへ申次其庭上へれるゝ由伊勢因幡守說也

伊因記錄云今日四日藝阿進上之御扇披露以後そのまゝ御前に置申時も有之但懸御目て則うけへ取て御對面すきて女中向を以て進上可然云々

總番衆參次第事一番より始て五番まで番次第に御目にあつる也昔ハ少々うちうちの衆もありし也又就御祝儀御太刀など時々參候時へ當番より始て御太刀進上之由也假令晦日などに御太刀參候共先五番衆次一番衆二番衆次三番衆次四番衆如此なるへ一自余以之あるへし朔

日より六日迄ハ一番衆御番也七日より十二日迄ハ二番十三日より十八日迄ハ三番十九日より廿四日迄ハ四番廿五日より晦日までハ五番衆勤被申也奉行衆ハ參次第也但公人奉行ハ一番に懸御目也奉行衆ハことく大口ひたれ也

五日

吉良殿瀧川殿石橋殿伊勢仁木上杉其外神山少々出仕  
御對面次第ハ吉良殿瀧川殿石橋如此云々是ハ盛富說也

關東衆出仕伊勢仁木  
きに懸御目是も盛富說也

地藏 千百參御服被下上様よりも御服被下之千百ハ日聖殿之桂也云々

美物五種吉良殿進上之因幡守說に云此美物以女中被申入之云々

御隨身祇候つゝまつる御太刀持被下之

畠山御成被下候也猿樂在之上様ハ御成無之

六日

御所々並上々より御文書御返事御所々へハ御自筆被參之又ハ大上萬  
御筆也安禪寺殿よりも參御所々より參御使にハ帶一筋被下之上々より參御使にハ帶一す一被下之奉行左京大夫局杉原につゝみて出也御靈五日也如本今熊野御年たま進上之御太刀被下之

七日

御對面并御盃等之儀二ヶ日同

御樂外郎進上

田樂祇候仕

御對面次第へ外郎へ公家之前也道上之御樂申次備上覽て外郎懸御目  
田樂へ公家之後に田樂と申入て於庭上懸御目也  
吉書御内書細川殿西被遣之御使必伊勢守父子間也依細川殿祇候被申  
て御太刀持進上之

千秋万歳參出於松庭被舞之御太刀持被下之同朋遣之御供衆少々調候  
先々ハ十二五郎參也但長餘年中に十二五郎ハ十一日參也是ハ伊勢肥  
前守盛富說也十二五郎ハ申樂の由因輪守說同之

椀飯出仕赤松乘馬同前御盃西御太刀三日同

今日管領之御母御參り二三獻借鑿西御手掛參進士說

今日七日吉太夫參事在之然ハ田樂の前に於庭前懸御目也

御みそつ御土器に入て大草調遣之但御くわ供御參候はねハ御み

そうつも不參候大草入道說

ちうろん餅進上之信濃調茶師御太刀被下之

八日

護持僧門跡因幡堂執行小野寶成院以下法中少々參賀

評定衆出仕

泰清卿參也

御對面之次第へ一番に評定衆次泰清次は東より參法中懸御目其後面  
より護持僧門跡御參也殿上人被申次也護持僧加持被申也西御衆と申  
ハ西向の御縁より被參衆の申候也

久喜 神護寺進上之

梅漬一桶 三寶院殿より參

今日より御味噌うつ進士調進之九月八日まで進士説

門跡の准后に御なり候てのてにおくり御申也。いひに門跡にて御入候  
得共准后御坐候はねはれくり御申無之常與說也。宮□□跡の又替るへ

護持僧事

三寶院門跡

毗沙門堂

登勝院

理性院

十一

攝家清華並公家同官務外記典藥又門跡並法中參賀也

白鳥一つ判門田進上之關東上杉雜掌此儀御末より申入也

御對面次第へ東より被參候公家法中被懸御目候て後於庭上判門田懸  
御目也如此判門田まで懸御目候て則御裝束をあらためられ御狩衣御  
そはつゝき御官によりめされて攝家以下御對面也此御人數へ從面御  
參也殿上人申被次也殿上人無御參者常申次勘申也

青海苔一折  
蒟蒻一折  
扣牛房一折  
若王子遇上之

殿中申次記六九日也御扇一本狩野進上之御太刀被下之御參内江御用

之也

攝家ハ任大臣以後れくり御申也清花其外の公家衆ハたゞひ太政大臣  
よ被任候へ共れくり御申儀無之

御參内次第事先御立烏帽子御直垂を被召て二御盃をまいりて則長橋

殿迄御參則長橋殿御冠御指貫御袍を御着用候て有春御身固め在之次傳奏禁裡様へ御案内被申入之則長橋殿之南の方の御みすを巻あけ被申候時御參也然に禁裡様御坐所之御障子を内より長橋殿あけられ候時御縁と御坐敷との際のうへ邊にて御檜扇を持たれながらふかく御禮を御申也其時長橋殿請一被申候る御庇より御簾臺へ御參也御ひさーに御茶湯在之御茶湯棚のわきより御參入也仍三獻參三獻をやら御盃御頂戴之これ正月にあさる御儀也云々臨時の御參内時ハ必二獻めをハ大上萬被給之也三獻めに御酌を御沙汰也又天酌にて 天盃御頂戴之又御酌御沙汰候て女中衆より公家まで御れんたいにて御こ茂り在之三獻めの御盃禁裡様きこ一めざるづとき御本廟を傳奏持參候て御進上のよしを禁裡様へ被申入候る禁裡様御坐候御右の御たのみの候

上より置被申候也次三獻以後御肴あけ被申候て後御退出也如本御ひんへたりて候て御ひんにそのさいのへんにて御禮御申候て其儘長橋殿御退出候て如元御直垂御立烏帽子をめされて後長橋殿被參又三獻參御盃三つながらは一めらるゝ初獻の御盃長橋殿被給之二獻めのどハ公家衆の中いちの上首被給之云々三獻の御酌長橋殿持參候てきこ一めさて御盃長橋殿被給之御酌也公家衆迄御酌にて御とり在之如此ことすみて長橋殿御かけへ被退て御退出也御みす傳奏あけ被申候

殿上人の役にて御平鞘を持たる御ひさしの外乃御ゑんに御前より御伺候間被申候則これとも御劍の役と申也三獻めに禁裡様へ御進上の御ひらさやへ又別に在之但御ひらさや二振御坐なれどさへ禁裡様に御

坐候を從内儀傳奏被申出之候て御進上之云々依後日に御ひらさやの代として御倉より千疋れさめ申也是も折紙を傳奏候へ侍に御供同朋渡之

五百疋定て長橋殿へ參也一獻料と號長橋殿へ伊勢守持參

御供之事御供衆三騎又ハ五騎七騎同御供の同朋一騎御小者六人走衆六人めしつれらるゝ

御警固ハ大名勤被申候近年ハ大畧右京大夫勤仕せらるゝのみ也

御出奉行とて右筆方乃内兩人御ささへ伺候仕て庭上に敷皮をふき着坐仕也

御直庶乃役と號て同朋一人長橋殿に伺候仕て御裝束以下取あたひひ中也長橋殿赤きへりの掛席の外にて二三獻在之云々

御冠御裝束御着用の役者ハ藤宰相殿御前裝束の役も公家衆也又藤宰相殿父子御多之時ハ御息ハ御前裝束を役せらるゝ也云々

禁裡様御配膳ハ上萬被勅申之御相伴の配膳ハ佐殿也又長橋殿と申ハ内侍のかしら也云々御ひさけハ内侍の役なり長橋殿にての御配膳ハ殿上人近年ハ被勅申之

御どをりにハ上萬佐殿内侍御下次に公家少々正月十日御參内にありて御どをり事公家衆之中にも參つけられたる御人數在之云々此御こふりに被參公家衆ハ一段規模のよし藤宰相殿被申之也

御立石のときはにて御下興の砌公家衆あまみ被參て蹲踞被申候とき其中一の上首にそと御ゑしゃく在之て御參也これと參會の衆と申て昔より御人數定まる也御退出のときも此分也

禁裡様御庭上着坐次第先長橋殿の御ゑんのきはに御剣の役已下御供衆伺候次御供の同朋衆走衆次御出奉行也走衆のうちろのへんよ御小者公人朝夕以下在之御供の衆ハ御供ハ同朋迄に打刀を持引敷の上に着坐走衆ハ小太刀也大雨にて御庭しるき時引敷の下よ打板を敷と云説有之

御立石にて伏見殿に邊に昔より石立之其きはにて御下興也御興の御あとへんに御朝夕まいる也

御裝束唐櫃の宰領にハ公人つき申て於長橋殿御直廬に伺候の同朋並藤中納言殿にわたし申なり

御道をハ走衆もハたちをどり太刀をハたて被參候御立石より太刀ビ右の手よさけもハたちをハうして被參也御供衆もハたちぞをろざるゝ也御供の同朋御小者なぞハれのきにをよはざるのこ也但一きによる也

還御之後御供衆同朋走衆御出奉行其日の當番衆以下御太刀金進上之御參内初の御禮也

### 十一日

御對面大第一番眞木島次遣官司法中是ハ盛富説也

長老達法中參賀伊勢祭主遣官司眞木島出仕

御對面次第一番に長老達是ハ陰涼軒申被次候て西より一列被參候也次東より伊勢祭主と申入て御抜を御頂戴有て祭主懸御目次眞木島掛御目次法中被懸御目也

定たいりより上らせられ御禮ト御參候一獻進士説

五山之長老ハ必たくり御申也紫衣にて候はねとも長老にて候へ必  
れくり御申也又會下の長老念佛之長老などハ紫衣にて候得共たくり  
御申無之

今日ハ御評定御沙汰始よりて管領以下出仕但應仁亂以前之儀也

御評定初儀式事未上刻公方様御着座

御座をしかれ御  
装束はかりき

其後管領着座

大

惟也

其後評定衆

源津二階堂波多野町野各大

惟也

其時之官位次第に着座其次右筆方

の中評定衆に被召加之人數着座

大惟也

其後右筆方の衆一人つゝ御

前へ參て祝詞とつくりて披露之名裏打也如此事すみて管領黒太刀進

上之其外評定衆以下御太刀金進上之其後管領に御太刀黒直に被下之

御前へ被持參伊勢守裏打也其後評定衆よ於御前御太刀被下之直にハ

不被下伊勢守役也

御祈始在之在富方にハ御太刀御馬被下之云々有春にハ千疋御太刀被  
下之云々在富有春說也奉行千秋に御太刀被下之御祈始之故也兩所共  
以御人形を上之也御人形の衣とて或織色のきぬ或梅染の面被下之近  
年ハ於殿中これとさせ被申云々在富說也御人形きぬを被着事中萬衆  
調之様體者何にても御服のきれを五分四四方計よきりて中に少刀目  
をつけて御人形一つへにさせらるゝ也さて御まくらもとに一夜を置  
れて明日とく被出之也御人形進上之時ハいつも此分也

白鳥□□□□□一ヶ初鮓二十 京極進上之

初鮓

六角進上之

御所々々御成在之体一獻有之

御所々々御參の一獻大第事御所々々一臺の上口より御興を御たりあ

りてやかてうへぐちよ御坐也さて常の御所へ公方様御出坐ありて後  
大第々々に御所御所御茶の湯所よ御參也其次にすい花院殿類のか  
みく着坐さて三の御盃參三御盃数枚みくへ不參公方様きこしめ  
されて後上様きこしめされて次南御所よりはしめて御所御所きこし  
めす公方様三の御盃御所御二御所へ一つニ被參也其次初獻の御  
さかな參御酌ハ一の臺也公方様きこしめされて次上様きこしめされ  
て次南御所よりは一めて御着坐次第にきこしめして御とふり無之二  
獻めを御酌小上萬上様はしめられて後公方様きこしめに次南御所よ  
り次第にきこしめして御とふり在之三獻御酌公方様南御所は一めら  
れて次公方様きこしめされて上様きこしめされて次第に御所々々き  
こしめす御とふり在之小上萬衆にましりて永久房類の御はん御とふ  
りに御參也如此三獻參て御膳あがえて後類の御盃数枚參て三御盃御たま  
はりめハ又御所々々きこしめしめす同上様へも數の御盃參て御所々  
々きこしめす也女中衆御無人のときハ御ひくよ衆もみやつかひ被申  
云々是ハ疊花院殿御說也法慈院ハ上々にて候得共四方にて参らせ候  
御所々々御輿をハ小上萬よせ被申候ゆゑ々々ハ一臺上萬分人よせら  
れ候也又播磨局類の御衆被申と申一說在之ゆゑ々々ハ一臺の中の間  
より興とれり給云々

御はんも御床にて三獻さうなに向それ候御配膳御下也近年ハ伊勢同  
名並つめ衆勤申候也興ハ一臺の御女房よせ申候

吉々の御輿ハ松の御庭の西向の唐戸へよせられて御下興ありて則其  
御坐敷に御坐候也是も小上萬よせ被申候也御様體御所々々の御趣也

但一と御賞讃之御事也

御普請始次御作事始在之御作事奉行御普請奉行御作事右筆庭上に伺候御普請衆ハ畠山殿アシカニ也御庭者も參也ことすみて後御作事奉行並御作事方右筆衆御太刀金進上之千疋御下行在之御大工請取之

尊賛  
莖立ヨウジタ  
例年水主備後守進上之

御所々々夕々御こきいた以下進上之

先々ハ大乘院一乘院以下南都衆數多有之是ハ盛富說也因輪守說同之

御成在之 三寶院殿

十二日

御室青蓮院殿御參法中少々前宇治大路橋本以下出仕

御對面次第ハ一番ヒコト宇治衆次法中東より被參其後御室青蓮院殿計西の衆被參此申次も殿上人也御室御參候へハ被改御裝束青蓮院殿計御參の時ハ不及其儀云々

久喜 二桶梅つけ梅むき宇治大路進上之

久喜 法金剛院より進上之

武衛ムケイたへ渡御猿樂在之

宮門跡ハ親王宣下御給り已後れくり御申也宮門跡にて御入候とも此宣下無御給者れぐり御申の儀無之

右書に十三日より晦日までの事もれたり

二月一日

公家大名外様カミダクニ國持之外數多有之御供衆申番頭節朔衆等也

御對面次第ハ御出坐之砌則御供衆申次懸御目スルメシマツて管領と申入候て當職

一人御前へ被參候て着坐也其時御三盃次管領前へひらをしきすはり  
て但二盃ハ無之御三盃きこ一めされて管領御盃頂戴ありて被退て御  
膳あかり申てのちに申次御前參て面々と申入て又管領被參候のこり  
の御相伴衆大名を引つゝきて一列に參て被着坐候時二盃並數御盃參  
てさこ一被食て今度ハ管領頂戴候はて第二番よろこうの人より次第  
に御頂戴ありてそのまゝ退出候也管領ハことく御盃頂戴まで御  
前に祇候也御供衆中にても國所持候人計頂戴あり細州右馬頭一人ハ  
國所持候はす候へ共別て頂戴也次國所無所持外様衆正月四日ニ 次番  
頭同節朔衆にうちつつきて上池院次祭主造営司職 御祓御頂戴ありて伊勢祭主造営司職  
懸御目其後公家衆にてのみ申候也國不所持外様ハ管領頭に參候共在  
之乍去此分可然候一月にからず毎月節朔此分也

千疋宛折紙三職はじめとして諸大名其外國持たる方に進上之當月に  
かきりたる儀也公家過て面々折紙進上と申入て自身持參也伊勢守御  
前より參て一獻と申入て日野殿其外御相伴衆大名一列に參て三獻參也  
白鳥一熨計炮千本天野五荷畠山殿進上之此兩種ハ御對面の衆別に備  
上覽申す兩人してがきて懸御目也

御祓伊勢祭主進上之毎月節朔毎日拂也

上様へ御禮事大名以下毎月節朔如正月中次申入て御盃被下之

御對面所にて參御一獻御料所伯州相見櫻下以御公用進士調進之進士  
說

進士信濃に申付む一むきを用意して同朋衆に被參候むしむきをハ折  
敷にすへ候希にハ畠山殿より參候のじあはひをもみ候て出し候

此一獻の時むかしハ進士ニ白鳥をさらせて重寶を被下候近年ハ無其儀云々進士説

御對面所にて參御一獻御手長ハ御會の同朋也七月十一月同之

今日一獻次第事伊勢守又ハ其日の中次一獻と申て御相伴衆各御前へ被參公家衆にも御祇候の方在之三獻參初獻御酌御相伴衆の内被勘之二獻ハ御酌管領此時御供衆申次まで御とぶり在之三獻御酌公家御相伴の公家公方様きこしめされて則公方様御酌也是ハ伊勢肥前守盛富説也

臨時に御禮申上單在之時の定まれる御對面以後申入て御對面在之是も盛富説也因幡守説同之

月次御祈在之正月日前陰陽方

今月初卯同廿五日御發句細川殿被申入候て被出で引合を折紙に折て二行に御發句をあそはされて御實名を二字あそはさるへ一紙の下かさね無之うへを同引合にてつゝみ申て御硯のみたに入られて被出之也

當月彼岸に三ヶ度入日中日  
あく日本阿來候て西の御坐敷にて御重代並御太刀等の拭ひ申也同朋申次之中日にハ重代一ヶ銘一は・ゆきのこひ申候二ヶ銘のこひ申候時ハ御紋仕候御供衆又ハ御部屋衆一人同朋に被相副候自余之御重代のこい申候時ハ同朋計にてのこはせられ候也如此三ヶ度參勤仕候て結願の日御太刀白被下之同朋衆申沙汰之當月ひかん中日に御鏡をさしよりて下御未邊にて御鏡を申也並女中衆御鏡もとき申也仍御太刀白被下之同朋衆申沙汰之

當月初午に節分の大豆を取て置て參也御美女方よを參也

二日

出仕 吉良殿 濵川殿 石橋殿 伊勢仁木 四條之上杉  
等也 仍御對面在之

此年二月二日不參ノ時三月二日被參也申次  
記錄東山殿行事等其事見たり二月二日式目也

六日

雲頂院へ渡御於木防御點心於築雲軒

七日

大智院へ渡御御齋

九日

大德寺へ渡御御齋在之

十一日

常總院へ渡御御齋

十二日

徳雲院へ渡御御齋先於堂御燒香

十五日

相國寺都聞寮へ渡御御齋在之

於殿中遺教經有之御燒香御沙汰也

遺教師の事代々植葉爲奉行二月十五日於殿中之佛壇ニ一らへ申候  
事御承仕つゝまつる也其後善命坊以下伺候とて遺教經在之御經始さ

る已前に御燒香御沙汰也

遺教經捧物沙汰御人數事官門跡並諸門跡脇門跡出世坊官公家少々色

色御所之女中衆並伊勢守御母諸大名御供衆伊勢同名少々評定衆奉行少々使節山徒諸國寺護代以下進上之是ハ善命坊説也諸家捧物之手本衆並橋葉御承仕これをうけて被給之云云同前説也

十七日

御沙汰始奉行各祇候於御前祝言之申詞被申て一人づゝ披露候次奉行衆御太刀金進上之如此儀御りやくのとされ公人奉行一人參て申入之一色かたへ渡御猿樂在之

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋並普廣院御焼香毎月此分也

二月中高島せんちるん殿餅二籠御進上之

武田いさゝ進上之當月中

御茶宇治大路奥次郎三郎大鹽四郎左衛門へ進上之日不定

董立 久我殿日不定

すと沼田進上之日不定

くを一折養命坊進上之月日不定也

白鳥勝栗魚叩吉良殿進上之月日不定

能州畠山殿美物進上之年始御禮也又ハ正月

美物三千疋朝倉進上之又ハ正月年始之御禮也

勝栗以下遠江潮海寺より参る月日不定

初鮓二十佐々木越中大藏大輔進上之月日不定

二月中妙法院殿へ渡御日不定

御茶梅の尾惣寺中より進上之日不定

御茶どりの尾河御井坊進上之日不定

晦日

御身固在之

三月朔日

同前月次御祈在之諏訪方

二日

梶井殿へ渡御

三日

同じ御障子あけらるゝ也

錦合在之鶏五ヶ番より一羽つゝ進上

合申事御牛飼の役也三番也御供衆番頭庭上に祇候雨雪などふる日ハ  
御らんよ祇候被申也御牛飼も鳥持參仕候也仍三番在之御牛飼に御太

刀被下之同朋衆役之

八瀬童子栗土老進上之仍御太刀被下同朋申次之

丹波美濃田並河内より御馬の草入申之四月七日過入之

伊勢守申付

之  
御馬草に付□□□□□

御祝之時御酒桃花人申候也

大原野より桜の枝竹筒に入て進上之是ハ日不定花盛の御案内之ため  
也云々

西芳寺へ爲花渡御御日不定常在光寺同上

生成一折佐々木越中進上之日不定

扇折一合遍照心院進上之日不定

四日

御成之時走衆同朋小者今日よりもはゝかわやはんをとり申也伊勢宗五入道説也

廿四日

藤涼軒へ渡御御齋普廣院御焼香

晦日御ゆるをふさがるゝ也

當月三月計の事也日ごとに在富有春御人形進上之御太刀被下之

晦日

御身固在之

四月朔日

同じ從今日五月五日迄祿を着也

今月中吉日に御蚊帳つり始らるゝ也伊勢同名兩人參候てつり始候同れろし申時も兩人参てたろー候也毎日之あけれろーへ女中上らふ又ハ同朋の御役にて候七打候へ必御蚊帳をれろし申され候也つり始申候時三日御盃參候てかけて伊勢同苗頭戴之也

朔日月次御祈在之陰陽方

中の申日鴨社務より葵桂進上之これぞ西日の朝葵桂を御さしきの外のなげに懸之也御末同朋常御所にかけ申也

八日

自等持寺釋迦像参りて御湯をそごめせざらるゝ也藤涼軒持參之同をけよ花を入申て御末同朋調進之

十四日

城州大鹽庄より御馬草參也九月迄  
雲頂院へ渡御御齋相國寺於併殿御聽聞之

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋普廣院御焼香

四月中土岐かたへ渡御猿樂在之日不定

晦日

御身固在之

五月朔日

同一御祝之御酒に菖蒲をせひさて入也當月四季之御斎在之正月同前  
月次御祈在之卯刻

四日

蓬菖蒲御殿にふみるゝ檜皮師の役也公人相添下行在之  
初瓜進上右京大夫殿同右馬頭伊勢守日不定初度ハ禁裏様へ參候也大  
鹿苑院り參

干瓜並香子梅むきなと御所より參月日不定

根菖蒲臺にすはる細川陸奥守進上之

御まくを菖蒲柳管にする小林進上之御むいろの下ヨークレ候て明日之御

湯に入申候也

御甲の菖蒲檜皮師進上之

五日

同一從今日帷子也女中衆ハ袴也

御祝御湯參御湯に先夜しなひ候蓬菖蒲入也

伊勢守 赤松有馬 真木島 棕を進上之

從禁裏様御藥玉御拜領之御ひろ蓋に坐る仍御頂戴之後引合にてつゝ  
みて水引よてゆはれ候て御返上之中薦役之

伊勢守御風呂へ御成有之

諸家透素襪着用之七月晦日迄三ヶ月用之本式へ六月三十日はかり也  
すきすあふと申へ越後布也

六日

鹿苑院へ渡御點心御焼香並御齋管領御相伴

海松 武田進上之日不定

七日

御物いと在富卿有春朝臣調進上之

九日

御物いと在富卿有春朝臣調進上之

十六日

大般若經在之

いちこ大原野より進上之日不定

いちこ並む一第三寶院殿より參日不定

いちこ八幡善法寺同前理性院より參日不定

瓜遍照院進上之月日不定

五月六月七月中三龍瓜次よ三館次よ十龍次三十龍次五十龍次白龍佐  
々木六角進上之

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋並普廣院御焼香

晦日

御身固在之

六月朔日

同じ今日氷堅餅參大草調進之一月次御祈在之  
女中衆かたひらを着用也

梅染御帷三寸富桺進上之六月初比也

さよふ五たん京極進上之式日不定申日記

御園扇二 光雲寺

七日

京極かたへ渡御御祇園會御見物已後猿樂在之上様御所へ何も御成  
在之

御物忌在富卿有春朝臣調進之

十四日

細川殿へ渡御但近年者日不定當月中也御物忌在富卿有春朝臣調進之

十八日

青梅 梅松院進上之

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋並普廣院御焼香

保津鮎一折伊勢因幡守進上之日不定

瓜日吉樹下進上之日不定

瓜水主備前守進上之日不定

晦日

御湯參御湯にみたらしの川藻入也

晦日夜傳奏祇候候て御輪に入被申麻の葉を左の御手にもたれ候て御むしろの上よて三度輪に入被申候也御輪の祓在春朝臣御輪調進之役人齋藤將監仍庭上に祇候候て御八足並御輪取あつやひ申也於内儀御祝參也御歎役人祇候御左

諸醫者妙香圓進上之當月中也

御掛藥 外郎進上仍御太刀被下

丹波瓜度々 右京大夫進上之

鮎一折 蓮善坊進上之日不定

今月土用に三ヶ度御めくり御りゆにんよくのみありいて水を參也御

美女調進之

六月にゆきりて閏月の時ハ後の晦日を御用也

七月朔日

御身固有之

同一畠山殿美物進上仍三獻參如二月

御對面所にて參御一獻御料所伯州相見櫻下の以御公用進士調進之進

士說

進士說進士ふなのに申付候てひやむきと同朋衆々被參候二月に様體

同之

月次御祈在之陰陽方同前

二日

草花祇園祝行進上之

六日

御硯きり御筆のひ御硯御筆進上之仍御太刀被下之

七日

同じ今日細川殿佐々木以下蔭涼軒草花進上之五ヶ番より進上之草花を立阿一對の御花瓶にたて申て同一對の御盃<sup>盆</sup>すへ申て以傳奏御進上之花ひんへ被返出る也

同日梶葉に七夕の歌を七首あわはさるゝ也

伊勢守御風呂へ御成在之

あかほふ朝七粒以水參也

寅時の水にて御硯を御會所同朋あらひ申て御硯水にひいもの葉の露をそのまま葉にて包て御硯水入の上に置申也

又御硯のふたとあをのくて梶葉七枚梶皮をふめん等を入れて梶葉に歌をあわはされて後梶皮をふめんにて竹に付て御やねへあけらるゝ也

十一日

御生見玉ろ一獻在之御所々々御參日野殿公家少々御供衆祇候申ざるる也

十三日

鹿苑院へ渡御在之

今日海松二合小鰯廿連大草調進上之

十四日

禁裡様へ晩時分御灯籠御進上之

御灯籠進上之人數細川殿あれは禁裏様へ參也 島山殿伊勢守上秉院等持寺へ渡御鹿苑院同

新米の飯蓮葉に包て参

十五日

鹿苑院 等持院 相國寺 境廣院 霞雲院へ渡御

新米の飯はすの葉にて包て参大草調進之

はすれ葉疊花院殿并伊勢守進上之

廿二日

八幡社務あんまのつくり物進上之御臺様へも參也若君様へも參也仍御太刀御奉納之

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋并普廣院御焼香

晦日

御頼の儀在之同御身固在之如常

すきすやふ着用之儀今日計也

八月朔日

同レ御たらむ在之表り御成候て御一覽以後御所望之物一二色二色被留

置之

月次之御祈在之陰陽方

女中衆あはせ着用之也同染付とて文をあそべ染たる小袖と被着也

今月中着之

むかしハ今日より九月八日まであそせ也男女同前然ニ當時ハ九月朔日より八日迄あはせ也

尾花の御ゆき參大草調進之

二日

御たのむ今日迄也

十五日

明月御祝參於内儀也茄さこ一めざるゝ枝大豆柿栗瓜茄美女調進之  
御いも御かの茹大草調進之

初鴈武衛進上之月日不知之

初鴈初鈴武田朝倉進上之月日不定則

禁裏御進上之春日局以文御私造被申人如此之物御進上之時分必中  
臍之文にて候也

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋并普廣院御焼香

晦日

御身固在之

九月朔日

同じ今日より九日迄あはせ也

枝椎一折武田大膳大夫進上之月日不定

なめすゝき一折葛川之寺務進上之

四季之御祈在之子細正月同前也

月次御祈在之陰陽方

八日

今夕菊を御庭にうへ申也三所者役也今夜菊に五色のわたをさせらるゝ也御藏より参るを中蘿衆こへらへ被申候て如此也同くよりたる菊十二月用迄被置申候也三所之内松に御太刀被下同朋役也

九日

同じ從今日小袖也御祝御酒に菊花入申從今朝御めやき栗丸こふ九  
され百日參候也

九日餅一籠柿八瀬童子進上之御太刀被下之

今日より十二月廿日迄御めゆ栗あふ参る山のじもそろし候て參せ候  
御りゆの入料政所が請取之云々進士説

十三日

明月御祝參於内儀也茄さくじめざるゝ御祝調進儀八月十五日同

松背折三合東寺より進上之日不定

十六日

大般若經在之千疋宛御布施在之

大光明寺より松背進上之日不定

廿四日

等持院開山忌渡御御點心在之

廿九日

崇壽院へ渡御御點心在之

晦日

御身固在之

御ゆるりあけら歎るゝ也也 御すみハ河内國横山  
すみなり白すみ共云

金剛院御焼香三會院御點心御燒香雲居庵御燒香於本坊御齋  
御ゆるを被明候事御作事奉行祇候て被申付之候へぬり參て御ゆ  
るりをなをし申御大工參て御ゆるりのふちを置申たゞみさー參て御  
ゆるりの御たゞみをしき申同朋灰を入申て火を置申也御面向に御  
火鉢を置れ候也

十月朔日

同じ御火鉢を置れ候同御障子を立られ候  
月次の御祈在之

五日

北野御經へ渡御先松海院梅院へ御成ありて御裝束を被改經堂へ渡御松海院梅院  
より經堂へ御はを興又還御も松海院よて御直垂とめさ祝祝て一獻  
參日野殿三職以下御相伴衆祇候御警固所司代

今日の御成より同朋走衆小者も人はも脚絆きわんを仕也

十日

北野御經へ渡御先北山鹿苑寺へ渡御御齋在之還御候如己前松海院へ  
御成ありて御經御聽聞也

のせ善法寺當月亥日ことに進上之御臺様へも參也

今月亥日ことに御嚴重各拜領之公家大名外様御供衆御部屋衆申次衆  
番頭節朔衆走衆上池院等也

亥日次第事御對面所に御出坐の面禁裡様御嚴重を傳奏持參則御頂戴  
之次申次面々申入て三職はじめ御相伴衆ハ大名一列に御前へ被

參候て御亥子の餅すはり□□□御膳二膳參候て御相伴衆次第頂戴ありて被參也其次國持衆此外正月一日數御盃を頂戴之人數被參候て後二膳參候内一膳御とふとへ被出候て常外様衆被參候て此御膳をへあけられ候て又別に一膳參候て御供衆申次番頭以下節朔衆走衆御藥師上池院迄參候て其次公家と申入て公家衆官位次第に被參也御部屋衆の御供衆後に被參候哉是ハ伊勢肥前守盛富說也云々

昔ハ禁裏様御嚴重ハ公家衆被參候時傳奏持參候て御頂戴也近年ハ先一はんに御頂戴と也

御嚴重包様事三色に在之一にハ繪二にハ切箔三にハ白紙也先繪のつ、み紙の事角の折敷は物の葉を敷て御嚴重を一すにて繪がきたる引合にて包つ、み様其上を白引合にけうへつゝもあり香包の様に包也

此うはつゝみに給人の名と書也次切はくの事假令繪書所に繪はなくて切簿本イヤたるかはそはむり也こーらへ様ハ繪に同次に白紙事假令繪書所之繪をもかゝす切はくれもせず白紙にて包也白紙のれはうはつゝみと云事ならうへつゝみなき聞名書もなき也繪切簿のことく角に葉を敷御成さり一すはりてつゝむまで也

三職計常角にてなく六角にすはる也三職女中同前又三職以下こそくく上包に名書あり但仁木よみさりて名書無之

御嚴重の下に敷く葉事一番の亥にハ志のふと菊花たる二番の亥にハ志のふと紅葉楓三番の亥にハ志のふと鴨脚イチロウの葉を敷也繪にも如此一番にハ志のふと菊二番より志のふと紅葉二番にハ志のふと鴨脚を泥白として書也又切簿も銀簿にてする也

つゝみ紙以下用意事中萬衆の役也 うへつゞみの名書へ上萬の役也云  
々繪切箔などへ土佐調進上之御成切きんとんの  
様なる餅也 御美女方より參諸  
下行へ亥子いこと云て倉役と相懸以納錢被仰付之

きんとんの御美女方より參諸様なる餅也

番方へ御嚴重出事杉原にて御嚴重を一千も卅もつゝみて御四方をうちかへじうらへ此五包を銘々に入て五ヶ番へ一膳つゝ出也此つゝみ候事も番頭へ渡事も會所同朋之役也これも菊紅葉鴨脚など時々の物を歎へき也又番頭義りその番々の月行事へ渡也

大名の被官衆へ御嚴重出様事めいくにれ無之角玉葉を歎て御嚴重を十五も二十もひとつに入て其上を白引合にてつゝみ惣中へ一つゝみ出也つゝみやうひまつ御嚴重を引合の中に置て引合をうち合てあとさきどしかへしたる計也これを中脇衆調之

法輪一乘說

花山院殿  
大名衆  
同大名女中  
松梅院  
和泉守謙

三條西殿  
日野殿  
八幡善法寺

右繪也上包在之名書有之

御紋候御供衆 同御供衆 兩傳奏 飛鳥井殿 萬里小路殿

類早輪院そくりん院

卷之三

石燕子去口錄著

宋同朋

右筆方法中醫者  
在富卿  
正實坊  
河村中興被官  
伊勢同苗  
佐々木七郎

右筆方法中醫者  
在富卿

伊勢同苗  
佐々木七郎

正寶坊

河村中興被官伊勢

同朋御

卷之三

卷之三

三十六

卷之二

右白紙也上包名書無之

仁木切縫うはつゝみ有之名書無之  
名書の下より殿文字あくどくあるとの事武家にて御紋候大名同御  
供衆同外様衆御部屋衆殿文字有之御紋候といへ共番方衆不及沙汰  
候大名たりと云共御紋の衆にあらされハ殿文字無之公家衆ことこ  
とく不殘殿文字有之御所々々りみノ皆殿文字有之地亥の子御手長の事下より見

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋并普廣院御焼香

西芳寺爲紅葉御成毎年日不定御齋

鹿苑寺同前先御燒香

中亥日より御馬めらに付同衣をさせ申す也

丹後鰯一色進上之月日不知之

さよりと申魚武衛進上之當月中又ハ九月

亥子御手帳御所の同朋也

晦日

御身固在之

十一月朔日

同一月次之御祈在之

今日初雪の一献之事三獻參同皇后殿よりも御持參也

御嘉例也云々初雪次第也仍日不定進士說

萬草久我殿より參日不定

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋普慶院御焼香

晦日

御身固在之

十二月朔日

同じ二月七日のことく島山殿美物御博進上之仍三獻參

四季御祈有之正月同前

月次御祈有之

御對面所にて參三獻伯州相見規下以御公用進士調進上之進士說

同朋衆は如二月七月む一むれを被參候様體同前也進士說

御す、御なてそめの事今日有信所へ進士方日と尊吉日とあらはせ進士伺候仕てそとすととはだそめ申也さて御所様へも二御盃參候てその御盃を進士に被下公方よりハ御太刀上様よりハ御ふくを被下候也公方へ御太刀金進上之進士說

大根百把也善法寺進上但日不定

八日

蔭涼軒へ渡御

濕糟進上の車壘花院殿様伊勢守等也

十八日

勝定院へ渡御　御燒香

廿日

四條上人參賀歲暮御禮

蔭涼軒へ渡御

廿一日

今日より御みそつ參進士說  
因幡守說に云七條聖參賀云々

廿二日

同七條聖參賀

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋並普慶院御燒香

廿五日

律宗已下參賀

廿六日

諸門跡其外淨土宗賀茂衆以下檢挾共參賀

御對面次第先東より參る衆賀茂衆已下其後淨土宗長老以下其次けん  
けうと申入て或申次同朋手紙引て御對面所へ參候也其後門跡西衆  
殿上人被申次之門跡之内准后に御なぞ候をハ御縁迄送り御申也

今日御立松つくり申候也仍御太刀破下之織津守元道朝臣說也近年ハ

晦日に作申也

廿七日

攝家門跡少々公家法中山徒參賀外郎普通事日吉吉田田樂等參也

御對面次第ハ東より被參公家法中其次外郎進上御參御日は懸申て則  
外郎懸御目候次善通事次日吉田樂お底上懸御日以後面々御衆攝家清  
花以下公家並門跡法中被參也殿上人被申次也

貢馬とて禁裏の御馬進上之儀式在之御馬進上之人數官領山名土岐佐

々木京極六角赤松中條等也上様おとがたも進上之也此事應仁以前事也此御馬  
に御廄の御馬二三疋被相副て以上十疋御進上之此御馬目錄西園寺殿  
奏聞被申候云々

御所々々より文參

御參内在之

禁裏へ御馬を上らるゝ也

貢馬御成管領

安禪寺殿へ渡御御齋

御すゝはき在之於内儀御祝參也常の御所御會所御廄以下ハ御會所之  
同朋仕之上様御有所ハ御末の同朋御末ハ御三男衆並御末同朋仕也  
御すゝはきの御祝參る雜煮參也御美女方おとめが參也御會所同朋御末同朋

御未男衆御美女等於御末さふよ御酒給之

御すゝはきの道具炳刺等の掛布一人に一色つゝ上下之御すゝはき  
の道具もさふにも御倉より御下行仕之

御すゝはきの御餅大草調進之

廿九日

惣番衆其外上様御被官一両人以下出仕

伊勢守御風呂へ渡御

大名並御供衆美物進上之  
本・善通事參賀惣番衆以下後者御目おのこかゝる也云々

晦日

長老達 公家 大名 外様 御供衆申次番頭番方節朔衆 走衆此走衆參

處盛富 奉行衆出仕  
説也

御對面次第ハ一番に長老達隣深軒被申次之其後御ひとへ御ひろふたよすもる傳奏持參仍御頂戴之次所々よりの御卷數御頂戴次御ひとへ御ひろふたにすはりて申次持參此一段は其後有春在富御身固數箱御廣ふたにすはりて申次持參此一段は其後有春在富御身固細川殿進上之御扇十本染皮三枚懸御目次畠山殿進上之はなりは十氣也佛上覽畠山名字仁持參也又ハ申次も懸御目也其後諸家進上美物目錄申次持參仕めいへに備上覽候其後三職以下に被懸御目様體常と節朔同前也

吉良殿へ公家之前也

觀世太夫同四郎公家之後に於庭上被御覽之也

三所の者御立砂をつくり申仍御太刀被下之但日不定

御馬ふね遠山左京亮進上之月日これをしらす

御馬のはらうけ赤松伊豆守進上之月日これをしるさす

禁裏様へ御服料百貫御進上奉行伊勢守

美物參所々事禁裏様官御方伏見殿近衛殿三條殿同西殿禁裏様よ祇候女中衆宮御伊勢守調進之七獻御太刀金御馬一疋進上之伊勢守則御

美物御臺様も參伊勢守奉行

近年ハ細川殿藤兵衛津田殿右馬頭殿勢州等紅格の織物うらの紫なる御服被下候正月四日に觀世大夫同四郎に被下候にれなし  
節分事御祝參伊勢守調進之七獻御太刀金御馬一疋進上之伊勢守則御御ゆつけ參候也御七獻三疊頂戴之此太刀有春朝臣給之御酌

節分御成伊勢守

御小袖の間にハ大豆を自うたるゝ也歛役人在之常御所以下伊勢守うち被申候也御すゑハ伊勢同苗

初海鼠勝五桶箱ニ入能登守進上之

海老十龍歳暮御禮政所へ納之北畠中將殿より參

同日前 伊勢の國長野

薯蕷董山城衆水主備後守

御さぬ二十疋御なか三十は朝倉進上之月日不定兩種御服所へ出

納豆五十 星輪院進上之月日不定

納豆 佐々木六角進上之月日不定

今月政所より供御方の修理替物進士方へ渡之使公人也いつれも鳥一

つかひとらせ候

節分にむきの食御いも 大草調之

節分御錦にうたるゝ大豆勝栗 伊勢守進士也

御髪上の事御くー御垢御古元結御落髪などを年中取てれさせ申てに」と  
この袋は取入て被置候以吉日千秋參候て由出之御末へよてやが被申  
也さて公方様よ御太刀上様よりハ御服を被下云々當千秋晴秀説也  
御服十五御はた五御こゑんそ御むら御まくら御はたの帶御帶五す  
ち御ゆうた御あふくせ伊勢調進之

此御あら袋正月の御服參候時伊勢守調進之由也袋ハ紅繡好緒ハ白丸  
ねりくりの四つうち也

御こきいた十二箱ニ入閏月有之たりとり一つうきのゑ二つ御大工進  
年八十三在之

上之棟梁頭も同前也兩人ながら御太刀被下之御使同朋衆又ハ作事之奉行衆

御直垂白御大口藤中納言殿調進之

御扇被給之人數 日野殿 藤宰相殿 飛鳥井殿 三條殿

勸修寺殿 烏丸殿 此扇にハ細川殿今日進上之十本の数に御扇也此御扇藤宰相殿取次取被申云々永家說也

御對面以前に御ふく申出也泰清定行事等御身固ニ參勤伊勢肥前盛富說也泰清以下公家に打つゝさて懸御目也同前之說也

節分の夜を白木少餅五條天神木マへ主進上之

白散二箱進上之典藥頭 御會所の同朋申次渡之云々

一ハ表の御酒に入

一ハ内儀の御酒に入

一ハ四日の御ゆに入

美物并御炭進上右京大夫殿此御久十数み同朋請取之て年中比御立すみに仕也

御扇くるはね伊勢守進上之

節分夜紙にかたる舟□伊勢守進上之女中衆同朋衆迄取調申之

伊勢因幡守舊記云今日晦日細川殿進上之御扇染皮と臘山殿進上之はなやわと披露の間に諸家進上之美物目錄披露つゝまつると也同臘山殿進上之はなやわ披露之後長老達被參也云々

晦日

御身固在之

此奉宮々御所々々かみノ一と云事ある

御比丘尼方宮之御事

大聖寺殿 安禪寺殿 慶安寺殿 因御所

曇花院殿

入江殿

慶安寺殿

大慈光院  
と申之

以上禁裡御寺御坐内勿論云々

御所々々之御事

南御所 大慈院 入江殿 曙花院殿 通玄寺殿

總持院殿

寶鏡寺殿

光照院殿

持壽院殿

クミノの御事次第不同

くわうゑの院 やんくわう院 かうし院 すいけ院

ゑやうゑ院

せう慶院

慈光院 ちじやう院

ゑやうくわう院

此外も御座候哉

御はんと云事あり右色々々御所々々などの伴僧の比丘尼を御伴と云歟  
蔭涼軒と云々相國寺の西堂幽殿中は参られ出家方の奏者を勧られ

一なり

明治十六年十二月終了

近藤瓶城

## 諸大名出仕記

大名出仕の時其供の足半の事御門の内までもとかれ候主人御縁へ御  
あかり候時はおのづかしござられ候さやうの時も皆々とかれ候  
足半をぬかれ候事へ可依時宜候也又足半三緒二緒之事高下於都へ其  
沙汰なく候貴人等も大畧二緒にて候

足半木履へ殿中の御門の内へもはき申候御縁のきわまでもはかれ候  
常の木履へ人中へい緩急にて候いやく見へ申候足半木履へ公界に  
も能候公方奉公人の殿中にもはかれ候大名の御内へはかれず候  
御拜賀の時布袋之事御笠并御音の役人にて候兩人參勤候次にわらへ  
と申事是も役人の名にて候公家またに被仕候人にて候也於公方へき  
んやくの方共申候也

主人貴人より御太刀切にても被相添候て被下候時の御太刀はより戴申候太刀を戴候てハ相添候物を戴き候よ不及候又目録などハ太刀に取添て戴き候也

勧進能の時花太刀などつかはし候事勿論也太刀たて如常右に持之舞臺持向候時座の者一人舞臺よりたり候て謂取候又花は右の手より持候いつれも舞臺之上にて渡し候事はなく候太刀花其外何を遣候とも梓者にて可遣候也

白小袖ハ花族にて候自然にはかに人中へ着候時とあを花にても又は墨よてもちいさく紋を付候て着候是故實にて候白小袖を着候時俄に人前へ罷出候時の事也

髪立の事公家は二才武家は三才にて仕候此様體は先髪をたれ米の粉をつふかぬりさてわたほう一を長くさせて其綿帽子に山たち花同尉斗炮を加へて結そへ中程を入れもどゆひにてむにひ候也同眉ヶ作り申候男女ともに此分にて候山橋<sup>モリ</sup>炮の數口傳に有又支度之事男子も長絹を着させ候平人のハ布の素襖袴にて絆長絹のはつゆひもくそにて候又きくどちらすゝしの糸をふくかねに染て用候又素襖のハ革にして仕候也

帶直乃事九才にて仕候也帶をハ主人の御上などに申候もよく候吉方へ被向候て被仕候次に帶の事龜の甲織付たるを仕候也

齒くろみの事年ハ不定候先十二十三計の比にて候此時も主人の女中などへ筆を申色々の様體有之候祝は帶直しと同前也

女房ひんをそかれ候事十六才の六月十六日の午時<sup>アツメ</sup>同その日候十

六日壬午にて候へ猶以吉事にて候惣別ひんのさだをつめられ候も壬午にて候色々々口傳有るし縁分にて心得も行候はぬ間詞にて可申候是又殊外の祝にて候

裕着時分之事九月朔日に着して九日は小袖を上に着し明る年の卯月朔日迄はたを着一扱端午五月中祿を被着候詞にも四月一日より袖を着し候と申ハ不覺のまゝ事にて候只もたを其體着してこそ居候へ能可有之分別也

杉原のひもの事十帖の時の事にて候二束の時ハ如何紐こしらへ様の事杉原九枚計つき候て両方のはしを中心折入四つにたゞみ下よゞ上へ巻兩わなに結也折かく請取人の方へなるやうに結へく候又紐のすその方うけ取人の方へなるべく候

馬にたてかけと云事あり同かけたてと言事これまた可心得事也

馬をはしらかすとの惡敷候一あしと申也

馬のたてどり惡候あがると申候又やこをつくとも申候

馬をせむるに小路にて乘候はて小路乗りと可申也

笠ふくろにあをりをかけて馬の跡よもたせ候様體口傳

せこの酌の事客人亭主方歴歴着座の時上性計に盃めくり候て中座以下に盃をそく下り候へ何とやらん相見え候時の時宜にて候客人あ

また候時の亭主より御せこと申候時により候可爲分別候也

主人貴人女中方の御盃を被下候時御同前にきこじめセ候て被下候へと貴人へ申にまで申たるか能候扱被下候へと承候時へくだやうともによく戴き盃を取御下を給り候て御酒を請候惣別女中衆のさかつさ

の下をは給候はぬかよく候用捨の所却て緩急に能成處にて日但時宜よよるへく候

茶の官仕の事廣座の時に茶をまいらせ候て少退候て罷居候小座候敷時へ縁下り候て扱らしはてられ候時參候而請取候左の手にて上中下を分別すへし

猿樂等に青襖ぬき又肩衣ぬき候て遣一候特其鑑カ青袍又肩衣不着か能

候

猿樂に小袖をぬき候て遣し候時もわたの鑑罷居候又小袖を着候てへぬき候はぬ様に相見申候間不着か能候也

兩人酒を給り候時肴を人のもさまれ候は、見合候て罷立請取申へし猶口傳にあり

織筋三端折に入り候時へ二たんの雙候て一端と二端の上に置候也依晴節衣裳を着仕事先九月九日より明年の三月中の小袖を着候又四月朔日より五月五日までの給を着外又五月五日より八月中の帷子を着候又九月朔日より同八日迄の給を着申候毎年此分にて候但男女のやはり候也

帷の事何も不苦候唐布など御禁制の御沙汰はなく候又北絹などを平人着候事へ努々有間敷候少人など内々よてへ不苦候歟又紋紗等も同前也

年寄より白き帷先可然候羽の正直布なども不苦候又若人等紺地白の帷よく候紺地白とへ皆人の申候地白の帷子の事よて候か次梅萌黄を如へそめたる帷子も若人へ可然候殊に上の赤くそめて下か

ハ計を梅もえきにて染たるハ若衆などにハ猶似合候て能候女房衆も若き間ハ加様に染たる用ひられ候

生絹の帷子の事是ハ依人可被着候平人など着申候事ハ努力不可有之候但十四五迄ハ依人着候子細有之儀候

丸生絹の事是も同前に候丸す、しどへす、一の祿の事也一重す、一  
二の生絹の帷の事なり紋を付てもおり申候又一方をハ赤又下がいセ  
ハ白も仕候歟是をハ白紅と申候又何も赤も仕候色々にれらせ申候間一向に候はす候

小袖の事依高下不着衣襲多候先れり物の事ハ平人等ハ可有斟酌候旁御禁制にて候公方より御免候ヘハ被着候理運ヨハ不被用候但又平人の子十四五迄ハ内々にてハやんたうのれり物ならハ着候ても不苦候夫も外人參會よハ着間敷候

白き小袖の事只の人ハ着不仕候但平人にもたほかたひら着候時ハ白小袖を用ひ候ても不苦候歟又出家等ハくる一からニ候

繻子同段子の小袖是も御禁制にて候間人中へ着候事不可有之候但少人なとい又不苦候り

織筋の小袖の事老若ともに不苦候是も昔ハ不斷ハ斟酌候て晴の參會の時ハ着候様に承候當時ハ何も被用候間其辯にも不及候藍の染小袖の事可然候依老若それくよ相應候様にて用候年寄ハ紋をちいさく付たる能候又若人には少し紋をねほきに付へし又いさうよ染候て目よ立候へは不可然候也

茶染の小袖の事不苦候うらうちの時も着候但若人には不相應に候

又染様よもよるへし

紫の小袖の事御禁制のさてはなく候但下々の人など着候て然も其人の御前へ來候事は可有如何哉又紫もねりをこしをあけて染たるは能候こーのあうねはいやーく見え申候紫にめきらす何も染小袖ばこーをあけ申候

梅染の小袖の事是も不苦候人中へも着候但若方には不相應に候年寄は専ら着候うら打の時も着申候

かけあさき同うけもえきの小袖の事不苦候昔は逸申候當時はすたり候うら打の時はやも可有如何候哉小巡方の時は着用候也

茜の小袖の事是はまつと參會の時は可有如何候哉心安方は常に着仕候是も無紋の類よて候間依所着候ましき事にて候

無紋の小袖の事不着仕候内々にては左も有ヘー無紋の類よて候へども茜の小袖はて穿ほとの參會には被着候方も候也

紅梅の衿の事男は十四五迄は申候其比過候へは無着用候紅梅とは紅の衿の事にて候

赤き衿の事是は廿計迄も依仁體着候赤き衿とは糸を蘇木にて染れりたる事にて候又紅梅は糸を紅よて染申候大畧入目は同前のやうに見え候得とも殊の外相替候也

衿の事年寄には先あさきちやこんもえきくろ梅具類相應よて能候又若き人には朽葉ひわ柳色など可然候又ひわた色玉虫色かや色谷色とかけ色紫は三十計のひと着候也

紅梅のねりぬき白なとは幼少の人被着候又紅梅の衿のうらは薄紅梅

にて有へし又ぬき白のうらも赤く候又ぬりのうらへ白く袖はわきあ  
けたるへーえほーを書候はぬ前はわだあけにて候但烏帽子と書候と  
も依年わきをあけ申候也

白き袴の事不苦候うらうち又はたほりたひらの時も可書候白祫と申  
れきぬの祫の事也ねりなとを仕候事へなき事に候越前絹などをねり  
候てうら面に仕候て用候是へ祫の事にて候小袖に仕候て書候事へな  
き儀に候御禁制にて候也。

小袖を三えりに書候事自然の儀に候外人の前へ着候事努力不可有之  
候只二ツえり無難候て能候一ツえりとハ小袖の襟と袖のえりとまで  
にて候又現喝食若衆などへ三えり能候

小袖を大えりに着候事緩急なる儀候殊以年寄へ一えり可然候又うし  
うへのけて着申候も緩急なる儀に候よき比に可着候

巡方同肩衣にひたを取候はぬへ自由なる儀に候先如常ひたを取候事  
可然候

肩衣の色と同袴の色のかはりたるを着候事畧儀に候少人にへ不苦候  
か但是もひ安時の事也

半袴の事はも自由の儀に候着候事努力有間敷候又よの袴へ依所着候  
わざと四ツの袴を着する事も候

打のけ肩衣へ一段緩急の心安方へもうちあけて見多する事有ましく  
候

袴のすそのぬひめをへ三針さしにて能候あひもなく態とはりめをこ  
まかにぬひ候事へたものあらす候いやしき物にて候地下人など常

に用候

小袖と同肩衣袴の色同やうなるを着候もあじく着候不苦ど申なから少めにたち候

帶の事若人の色の赤を仕たる能候又年寄へは不入のめら物かう一など能候

帶の事つけ帶用候事能候くみ帶用ひ候事人中へ不可用候いやしき物にて候也

大身かはりの給少人など不苦上かいへ赤下かいへ白又へうす紅など之事よて候女中衆へ不苦候

男の小袖のうらを赤くする事如何にて候少人の不苦候但夫も面の色にもよるへし表赤く候へ裏も赤くする事又小人のも茜れ染小袖

又へ織筋などのうらを赤ぐする事へ無儀候紫の小袖又へちや染茜なこの裏を仕赤くする也色々是の少人の小袖の裏の事にて候

小袖うらをへ白くして紋はありを藍染などに仕たるへ自然少人などへ不苦候年闌たる人にへ不似合候間無益にて候是の小袖の地をへねり次て仕可然候其儘白よて紋はかり紺にてつけたる事にて候少又異相にも見へ候か

地をへ黄茶にて紋を紫又へ萌黃又候蘇芳などにて染たるへ中程乃參會にへ可着候貴人の御前へ斟酌しても可然候うつくしき小袖にて候得と地下人など專着候間左様の儀よ如此候にて候

小袖衿などの色のかはりたるを着候事能候赤袖よ同茜の小袖などへ又惡候又朽葉ろ衿に同朽葉のれり筋などへ又惡候また黒茶の小袖あ

と着候時又紺の祿是も如何よて候紫を以て自余の儀分別あるへし  
男の着候小袖にハいつれも綿をハ入れ候又女房の小袖の上着にハ綿  
を入ぬものにて候上着とハいち上よきられ候小袖の事にて候  
膚に祿を不著候畧義候人中へ出候時ハ必可着候又祿の代よ白絹をは  
たに著候事是も畧義に候但三月など小袖祿ハあつく候間小袖の下に  
りたひらを著候事も候是も不苦候寒時分よかたひらを著候ハあしく  
候

小袖の時分よ祿を著候て罷出候ハ不苦候また帷子の時分祿なと著候  
惡候亦祿などの時分に帷子を著候ハ不苦候但是も可然時宜候二月廿  
五六日の頃祿など著候可能候又四月廿八九日より五月二日三日など  
雖に帳子著候是も不苦候また四月初などに帷子など著申候事ちと異相  
定候時節の衣裝可然候也

小袖のえりの後と巻候はて着候をハそうちうえりと申り近頃自由な  
る儀に候間人中へ如此着候事ハ努力有ましく候年寄など他人行の時  
はのくほへ風あたり候へん巻たる襟をひろげて風比あたらぬ様に仕  
候若人などすましき事にて候也

ひとへ袖はそひ不苦候是ハ巡方の袖のみ一かきよて候間依時宜人中  
にも着候事も又裏の付たるへ着ましく候緩急なる儀に候  
村染染たる上下同肩衣袴の事依人着候不苦とハ申あから本々の參會  
の時ハ如何有へきや先ハ如常縫め付可然候地紋よしてそれを紫に左

たるの事にて候

帷の事先五月五日に厚絹のかたひらを可着候六月より越後布など可然候又七夕の帷子へ必越後布たるへし

帷の袖の上に縫上と仕候事常の儀にて候袖の内に仕たるか能候又女房の帷の縫上をハ袖の外に仕候事小袖の袖の上に縫上をする事有間敷事也同小袖此のあてに縫上する事も無之但又喝食の小袖にハこ一の下に縫上を必仕候

帷子の時分世間も寒く候へハ帷子の下は祿を重ねても着候寒とて帷子の上に重て着候ハ惡敷候又祿の時も寒候へハ下に小袖などを重て着申候ハ不苦候

社參の時の十徳にハ常の巡方のこきく絞を付申候又地紋にも付る人候に袴も後こ一と又兩のもゝたちどに付候是も地紋にも仕候但地紋ハ畧儀に候遠所ハ社參の時ハ十徳を着て其上にふと帶して腰當を仕太刀をばきて鞆を付同弓を持候ふと帶ハ白き布と曰そくたりてそれをくけて用候也

諸家參會之時可覺悟條々

一  
諸家參會の時太刀以下にて御酒の時御禮の事ハ主客前後之事時宜によるへー客貴人にて候は、亭主よき可被進候又亭主貴人にて候は、  
客人よりも可被進候不定の由申也

他家へ主人の爲使者罷出時主人より太刀を被進候は、其趣を申て太刀を渡して後自分に御禮申候は、縁にても又御座舗にても愚身も序なから一腰にて御禮申度由申て可渡之也奏者彼太刀を一具に披露の様ハ彼申たることくに披露申へしさて御酒半などにても時宜見合太刀にても御禮可申也

同時御酒半より盆香合等の唐物の類にて御禮申候事ハ不及見候但かねて一段と罷出候時から物以下可被進候然者對面以前にみやげとして

可被進候亭主よりハ俄の參會よもから物以下被進候事數度有之  
同時乗たる馬を進候事候ハト鞍ぞれろーあらひ轡にても又乗くつわ  
よても引て可被進候鞍を置なからも被進候一クみとまきたらへをき  
たてゝ可被進也

同時馬太刀などにても御禮可申候に可然馬とも乗候はすハ太刀を進  
候時馬をもビ詞にて約束申事常にある事也やかてひめせ可被進也  
御酒の時御酌にて太刀を被進候は、被進候人の同名又ハ内の人持候  
て可罷出主君の右へ持參申候は、つゆのかたと主人の方へなしてま  
いらせヘシ又座舗によりて左より進候も、左はひきのかたをさし出  
一申へし是則被進候勝手たるヘー如此の事も兼てゆくよなき人も俄  
はいまうある事在之也

同給候人ハ盃を下に置謹て頂戴可有但ちやうあいの事ハ互の位によ  
るへき間不定さて右の脇へ取まはして被置候を誰人も罷出取可罷立  
なり

同參會の時猿樂田樂以下に折紙遣事候は、其時の申次の人又知音の  
人に談合候て某殿より被遣候と申聞可遣候自身ハ遣候ましく候自然  
太刀などハ自身も可遣候是も以余人遣事猶可然候又時儀にもよる  
ヘシ

同時主人又ハ客人共よ一番に打刀を被進候事ハ署儀にて候先太刀を  
被進候て後々ハ打刀も可被進候打刀ハ一かとのやうに候間何もそひ  
候ましく候た、打刀はかりたるヘー

同參會の時惣領たる人其客人を賞翫にて候は、其庶子も太刀などに

て御禮勿論候客人より太刀などを給候は、其返禮の事ハ不及申可被進候

同參會の時惣領の盃と其庶子たへ候は、トミシカヘ項戴いたすましく候然共同名中其外心やすき間にての參會の時ハ尤いたゞ申へし貴人主人の御前にてゆめくちやうたい有ましく候

貴人主人の御前にて今日ハ精進よて候など、申事有ましく候御尋の時ハ一往いやと申て猶御尋の時ハすくに申たる可然候殿中よても此分たるへく候

主人又ハ貴人私へ御出の時ハ門外まで罷出事も可有之又庭上にて出合申事も有之在所の事ハ其家作又ハ時儀によるへし又諸家へ御成の時ハ其亭主大門の柱のきわまで罷出せしこまり候門の左右の事ハ御成路次によるへし御成も如此候間走れよあたかひ主人御出の心得も同前たるへきか

貴人などの御前にてはれの役仕候時ハならずゑほーかけをうへー大法よて候犬道物以下の時も同前段中にれひて披露など申時も鳥帽子かけを可仕のよー申也

女中にてめしつゝはれ候時刀を置候てまいり候など、申人も候ーほどに尋申候へハ刀をぬく事ハゆめく有ましく候自然佛法の師などの前へ心安だ間よて罷出候は、トミシカヘ可有ゆい様の貴人の御前へ罷出候とも刀をやし可申候御湯殿風呂又ハ御くしなとに参候は、刀をぬくへし其外刀をぬき申事ハ曾以有間敷由申候なぞ

貴人の御前へ罷出候時ハ扇をぬきて紐皮をすあふと小袖の間へ入候

て可罷出召仕候時も又同前

式の引手物と申事ハ五種にあたりたる儀にて候其請取渡ー様の事ハ  
渡ての次第のことく受取へし流々によりて次第かより候先一番に太  
刀二番に弓征矢三番に鎧たるへし又々馬渡して後にも人も候へ一然  
共本儀ハまへの次第可然候御目にうけ候も同前御成の時ハ前より御  
さしむをめれ候間別に仕合ハなく候如此時はいそへ兩人もめし  
つれられ候又請取人も同前

奏者仕候時折又ハ板物など請取候て披露候は、其ミ、御前に置へく  
候か又どるへきや美物などハやうて取候て可仕候普通ハ此分候殿中  
にてハ何も相替儀共候

御能の時舞臺へ燭臺持參の事燭臺持參の時も又あんをとり候時もま  
つ御前の方より取可申又あん取候事臺なから取候事可然候蠟燭をど  
りたろして取事ハ不可然候但さやうにも成候はてかなはさるやうに  
も候も、力れよはす候惣別大事の物にて候火なぞあり候はぬやうに  
可取候とさみにて取候事可然候著にて取候事も能々心とそへ候はね  
ば仕合あらく候又籌の事ハ一方に可焼候庭もせばき所よてハ蠟燭  
も御前の方二方にはかりも候ひ一事も在之のやうの役ハさクリたる  
役にてハなく候殿中よてハ御供衆の役にて候次の間などは同朋衆の  
役にて候

御座舗へ燭臺持參の時ハ右に持之有明などの大なるハ兩方にも可持  
之御座舗にてハ臺の足を貴人の方へ向候事可然候ころひなと仕候時  
の用心にて候

たとへせはき所にも一所にたてられ候事可然候風など吹け一候用心  
なり又一所にも可有之

御能の時女中より猿樂に小袖被遣事別にかはる事ハ有ましく候廣蓋  
に入れ候を誰人も可被遣候女中よりとて女房衆ハ遣はされまへく  
候男衆取次申へし

同時折紙など被遣候事可有御能過候てうたひ申又ハ舞など舞申候時  
被遣候て可然候其時被遣候人の御名を申聞候て可然候被遣候得は大  
夫面をはつして御禮申上間仕合あく候間御能候て何をも被遣候是  
は殿中にての事自余にては能半とも可被遣歟如何候

御簾をかけ又あけ申事御簾ハ御座敷の内にかゝり候あけ様に事ハう  
ちへまき候てふさうけよかけ鉤さき外へなり候 神前の御簾ハ是も

卷様ハうちへまき候がさり外に候てうちへかけ候兩人して卷へし  
御簾の御前をとやり申時の兩手をつき可申候御みにども可申候へど  
もきよれんと申候て可然候所により御みすとも可申也若片手つき候  
ハ、御簾のかたをつくへし

妻戸の間又ふとの間をとむるへらすさりながら通候はて不叶事  
候は、不及是非候殿中にてのみからじと申候是を出入り得有よし申  
ならもし候なり

四本かゝりの満中理運に通事有へからず但是もとほり候はてかなひ  
候はすへ御通にて手をつた御禮可申候

座頭そらふその事主人見参候はよ手を引て可參候但座頭なぐらむた  
一かに候は、後見よねはす候さて座鋪よてよきほとに所を相計

是にあれと可申候候平家をもうたり申候へ、座頭申旨にまかせ琵琶  
を可持參座頭の引候勝手に可渡候又折紙御小袖など被遣候は、於御  
座舗手にて可遣退出の時も同前たるへ一殿中にて惣檢校出仕の時覺  
悟此分余も准之

主人の御前にてあつまとて扇をつりふへからすあせのこひ申へから  
す殿中にも此分也

人に相對して物を申時あをのきて申事ひろう也又うつふきても用心  
彼是あーき間向の人の刀のつかを見合候て申事可然候よし申候但又  
人體にもよるへシ

うら打の時黒太刀と可持也刀もさや巻をセー候事本儀あり

うら打小袖など人に遣候は、廣蓋に入候へし其次第に裕小袖うら打

と次第可有小袖のことくにうらうちをもかきねてありのかたどつね  
の如く可渡也

新小袖をとち候事袖の下をとち申候也殿上八朔などよ進上の小袖も  
とち申候なりよめ入などの時ハとちやうもかわりなど、申人も候か  
様の體に故實あるよー申候なり

三えりに小袖を着用候事畧儀にて候兒若衆など色絃にさもあるへ  
一又老者ハ物を多く着用候事畧儀にて候兒若衆など色絃にさもあるへ

馬上人に物申事左右不定乍去馬手より申て可然よしに候也

馬上人に鞭を可進事馬の前をとほるへからす後へまわりて馬手より  
馬にたちそひとつの方を卒度可進あらけなく指出候事不可然候馬  
驚事も候まゝあつまに可進事也

鷹の鞭をいたゝきたるかたを可進<sup>アシ</sup>し候<sup>マケ</sup>れハ進すましく候  
同鉗袋を人に可渡事ねをうけもかけをもうちへ入候事も在之又其儘  
置候事も有之さて渡一候時へひるハ鳥くひ夜ハうさき<sup>マーラ</sup>と可渡  
之是ハ夜晝の心得有之事也

鷹の鳥と申事ハ雉に<sup>マサニ</sup>カリたる詞なり其外<sup>ハタカ</sup>の鷹たかのうつら  
など可申候何鳥をもたかの鳥と申ましく候

狩と申すハ鹿かりの事なり其外<sup>ハ</sup>鷹かりうつらかりもみちがりさく  
らかり昔かりなど、申へき也たゝかりとハ鹿かりの事たるへシ惣別  
狩こと葉のならひなくしてハ人の前にて申間敷候

鷹の御目に懸候事尾のかたを御目にかくへ一かひくちを御覽し候様  
可有尾のうた御目にかけ候事鷹の鳥にうきりたる事なるへシ  
鳥と端へすへ其外の季にハ男鳥をはしょすへ可申候たとへ

男鳥

御前よモ御覽一候て

女鳥

女鳥右<sup>ヨ</sup>有<sup>ヘ</sup>一

御前

御火鉢又ハ<sup>ハ</sup>いろりなど<sup>シ</sup>一炭置申事男衆の事ハ申に不及女房衆も

御手にてたがれ候火箸にて置事ゆめく有間敷候

鑑れさへ申事貴人めされ候は、左にてかこをひきへ右にて舌たきと押候てめさせ申へし等輩へ、左にてあから革右にてかこをひきへて乗へし若又下輩に、両手うちから革をひかへ乗すへし此二の品分別あるべきよし申習候

鞍に付てい木の木と申事有之しつれもぐるじゅらす居木袖木此二の字是也

鞍に直弟と云事則此字也大坪事也目錄等にも直弟とも書又大坪共可書之也

ゆかけ戎さして貴人の御前へ參事不可有自然大造物なその時俄に御酒など被下事有之右ゆかけ計どへし但どほこのすきなんぐは

手覆をむくるへしゆけさす時へ右よりさして左よりとるへし

明治十六年十二月一校了

近藤瓶城

明治十六年十二月十日出版御届

著者故人 無名氏

東京府平民

出版人

近

藤

瓶

城

深川區富岡門前町  
七十番地  
東京深川公園地

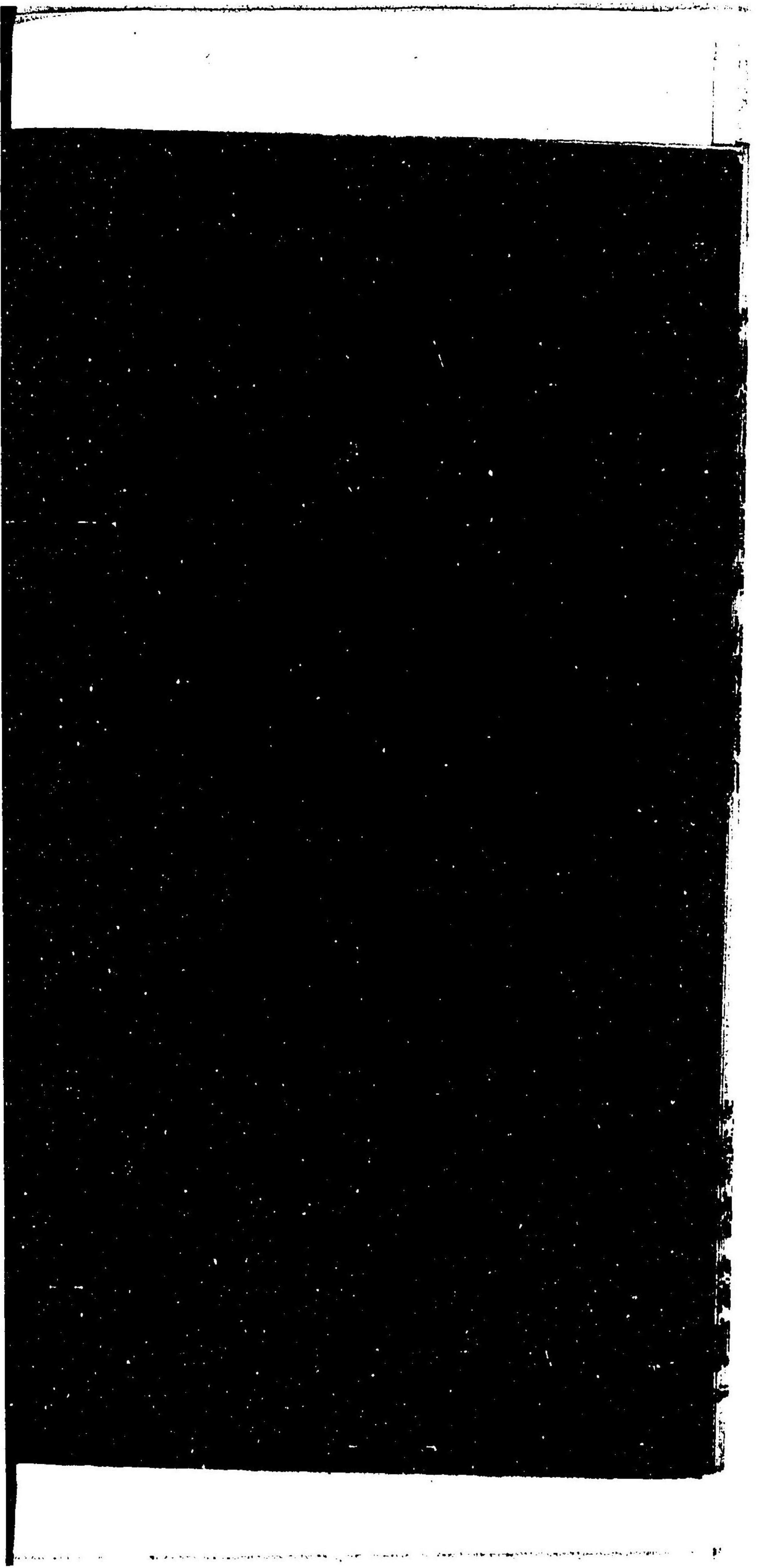
芝浦松町壹丁目十五番地

近藤活版所

貢志賀二郎

發兌出版元

830



特2  
830

027391-000-0

特2-830

年中恒例記（諸大名出仕記）

広橋 兼秀／著

M 1 6

A D J - 0 1 6 0

